

令和 5 年 6 月 15 日現在

機関番号：17701

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K11900

研究課題名（和文）現代イランにおけるジェンダー公正のあり方-家族保護法分析から

研究課題名（英文）Gender fairness in modern Iran-From the analysis of the family protection law

研究代表者

森田 豊子（MORITA, TOYOKO）

鹿児島大学・グローバルセンター・特任准教授

研究者番号：10791113

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、現代イランにおけるジェンダー公正を考える上で必要なイランにおける家族形成、特に家族法や結婚や離婚の制度、特に、子どもの権利に注目した研究を行ってきた。研究の成果として、編著者の一人となった『イスラーム・ジェンダー・スタディーズ1結婚と離婚』（2019年明石書店）の出版を行い、同シリーズで『イスラーム・ジェンダー・スタディーズ6うつりゆく家族』（2023年明石書店）でも現代イランの家族について1章を担当した。さらにイランで離婚カウンセラーからもオンラインで現状を聞くなど、コロナ禍で海外渡航ができない中でもできるだけ可能な成果をあげた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現代日本社会では世界的なグローバル化による人口移動や少子高齢化による労働者不足からも外国人移民との協働や共生が必要になっている。世界には15億人を超えるムスリムがあり、ムスリムとの共生を考える必要がある。しかし、現代日本でムスリム諸国の現状やムスリムの生活についてはまだよく知られていないのが現状である。今後日本における共生や今後増えるであろう国際結婚などにおいてムスリムの結婚や離婚について、子どもの権利保護について知っておくことは今後の日本社会のグローバル化にとっても非常に意義のあることだと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This research has focused on family in Iran, particularly family law system of marriage and divorce, and in particular, the rights of children, which are necessary to consider gender justice in contemporary Iran. As a result of this research, I am a one of editors of the book: Islamic Gender Studies 1 Marriage and Divorce (Akashi Shoten, 2019), and also I am a writer of a chapter on family in contemporary Iran in the book: Islamic Gender Studies 6 Departing Families (Akashi Shoten, 2023) in the same series. In addition, I also interviewed a divorce counselor in Iran online about the current situation of Iran. These are the achievements of this research, as much as possible despite the inability to travel abroad due to the COVID-19.

研究分野：地域研究

キーワード：イラン ジェンダー 家族法 子どもの権利

1. 研究開始当初の背景

現代日本社会では、世界的なグローバル化に伴う人口流動と日本社会の少子高齢化による労働力不足により、外国人移民の流入が避けられない状況になっている。現在、世界には15憶人以上のイスラム教徒（ムスリム）がおり、世界の人口の4分の1を占めようとしている。しかし、日本に住むイスラム教徒（ムスリム）は推定で20万人ほどだといわれている。そのため、日本を出ない限りは世界に多くのムスリムが存在することすら日本で感じることは難しいという現状である。

日本の現状から、今後の日本では隣人としてのムスリムとの共生が欠かせない課題となっている。しかし、先述のように、現状では日本に住むムスリムの数がまだ少ないことから、ムスリム諸国およびムスリムの人々の生活について十分知られているとはいえない。今後、グローバル化が進むにしたがって、日本で働き、家族と一緒に住むムスリムが増えることが予想される日本でもムスリムへの理解が深まり、ムスリムとの共生に必要な知識を身につけることが必要である。

日本におけるムスリム理解を進めるにあたって、日本におけるムスリムのイメージでまず挙げられるのが、ムスリム女性（ムスリマ）についての言説である。ムスリマはヴェールをかぶる義務があることから、外見上社会の中でも人々の目にとまりやすく、また、欧米諸国で流布している言説から、ヴェールをかぶる女性は近代化が遅れている、男性に抑圧されているなどのイメージでとらえられることが多い。しかし、それは現状を正確に把握しているわけではなく、本当に必要なことは、社会制度や法制度においてどれだけの権利が保障されているのかなどを調べることであると考えられる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、研究開始当初の背景でも述べたように、ムスリム女性（ムスリマ）の現状を理解するために、ヴェールなどの外見的な問題だけを取り上げるのではなく、社会制度や法制度などの現状を知り、ムスリマの置かれているジェンダー公正のあり方について考察することを目的としている。具体的には、40年前の革命によって「イスラム共和国」となり、独自のイスラム体制を維持している、現代イラン・イスラム共和国におけるジェンダー公正のありかたを、その社会制度や法制度の状況を知ること、女性に与えられている権限、子どもの保護について確認するものである。

3. 研究の方法

第一に、文献調査を行う。具体的には、現在のイランの民法およびイラン家族保護法について書かれているもの、法制定のための国会の議事録などを使って、家族保護法の制定時に行われた女性の権利保護のための議論を検証することである。第二に、インタビュー調査など、イラン現地における調査である。具体的には、イランに渡航し、弁護士や離婚カウンセラーなど、イランの法制定や法の運用に関係している人々へのインタビューなどを行う。

4. 研究成果

以下に、年度ごとの研究成果について報告する。

（1）2018年度

①2018年11月15日～27日に、イランのテヘランおよびイスファハンで調査を行うことができた。この調査では、家族保護法、子どもの権利や子どもが置かれている現状についての書籍を購入する他、イランの国会でまとめられた「国会議事録資料-女性と家族問題」の8巻シリーズのDVDを購入した。これらの分析によって、イランの子どもの権利についての現状および、これまで民法や家族保護法の成立において、国会でどのような議論が行われたかについての分析が可能となる。

②特にイランにおける子どもの保護に関わるNGOや施設での見学ができた。「イラン子どもの権利保護NGO」とイスファハンの民営の児童養護施設である。2018年末に「子どもと若者保護法」が成立し、子どもをどのように法的に保護するのかについての議論が活発化しているところである。本研究の目的である家族保護法における子どもの後見、監護権を理解するためにも、これらの議論を追っていくことは重要なことである。

③調査の当時に「子どもと若者保護法」作成に関わっているイランの法律雑誌編集者へのインタビューを行った。彼女は、イランで法律を作成する際のイスラム法との折り合いのつけかたの難しさなどについてお話いただき、家族保護法だけではなく、今後準備される予定の女性へのDV防止法の議論においても重要な論点を提供してもらった。

（2）2019年度

- ①2019年5月11日、12日に秋田で開催された日本中東学会第35回年次大会において「ムスリム社会における弱者の権利：子ども・病者・貧困者」において、「現代イランにおける子どもの人権とイスラーム」についての報告を行った。ここではイラン家族法に続いて国会で提出された「子どもの保護法」についての考察を報告した。
- ②2019年10月19日、新潟で開催された日本国際政治学会の部会「国際政治学における地域研究の意義を再考する」で「バイヤールによるイラン革命再考」について報告した。ここでは、細かな事実の積み上げから地域の政治や社会について考察するという方法を取るバイヤールが、どのようにイラン革命と、その後のイランの状況について考察しているのかについて報告した。
- ③2019年11月13日から23日までイランのテヘランおよびイスファハンで調査を行った。今回の調査では、テヘランでは貧困で学校に通うことが難しい子どもを受け入れて職業訓練などを行っているNGOでの調査、イスファハンでは児童養護施設でのインタビュー調査の他、イスファハンで実際に家庭裁判所事案を担当している弁護士2名とのインタビューを行い、イランの家族法が実際にどのように運営されているのかについて話を聞くことができた。さらに、イランにおける比較教育学会にも参加することができ、現在のイランの子どもの教育についての知見を深めることができた。
- ④2019年11月末には編著書である『イスラーム・ジェンダー・スタディーズ1 結婚と離婚』（明石書店）を出版した。

(3) 2020年度

この年は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、イランなどでの海外調査および学会発表などを行うことができなかった。そのため、これまでの調査・研究に基づき、下記のような論文および書評の公表、研究発表を行った。

- ①上智大学イスラーム研究センター『SIAS Working Paper Series』第33巻（2021年3月）において論文「現代イランにおける子どもの権利とイスラーム」を執筆した。この論文ではイランの家族法および子どもの権利に関する新たな法律について分析している。
- ②京都大学イスラーム地域研究センター『イスラーム世界研究』第14巻（2021年3月）において書評「小野仁美著『イスラーム法の子ども観』慶應義塾大学出版会、2019年」を執筆した。
- ③高尾賢一郎・後藤絵美・小柳敦史編著『宗教と風紀：＜聖なる規範＞から読み解く現代』岩波書店、2021年に論文「現代イランの学校教育における宗教実践：イラン革命後の変化と現在」を執筆した。この論文ではイランの子どもの権利を考える上で重要なイランの教育制度についての分析を行っている。
- ④教科書研究センター『海外教科書制度：調査研究報告書』（2020年）において「イラン・イスラーム共和国」のページの執筆を担当した。ここでは教科書だけではなく、イランの教育についての分析も加えられている。
- ⑤オンライン・シンポジウム「日本に暮らすムスリムを取り巻く諸問題－職場・学校・地域から」において「日本における1990年代のイラン人移民と2010年度のクルド人移民」の研究発表を行った。ここでは、家族のあり方と移民の状況についての比較分析もなされている。

(4) 2021年度

この年もまた新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、イランなどでの海外調査および学会発表などを行うことができなかった。これまでの調査・研究に基づき、下記のようなコラムの執筆および研究発表を行った。

- ①田村慶子・佐野真由子編著『変容するアジアの家族』明石書店、2022年3月（担当部分：コラム3台湾における外国人労働者と家族の変容（106-107頁）：コロナ禍がなければ2020年に調査研究をして、台湾におけるムスリムについての調査研究をする予定であった。台湾では、日本と同様に少子高齢化が進み、高齢者介護などのケア労働者の不足が続いている。その不足を補うためにインドネシアなどのムスリム諸国からの外国人労働者を台湾は受け入れている。調査ではこれらの外国人労働者の受入れについての台湾の現状と、そのような受け入れが台湾のムスリム社会に与える影響について調査する予定であった。
- ②研究発表：森田豊子「イランの女性と結婚」横浜市立大学ジェンダー研究会「イスラーム世界の女性たちと日々の生活：結婚・装い・美容」（2021年12月26日オンライン）：この研究発表においては、現代イランにおける家族の変容について、さらに、2013年に制定された家族保護法が家族の変容にどのような影響を与えてきたのかについて論じたものである。
- ③研究発表：森田豊子「イラン家族保護法：成立の経緯と特徴的ないくつかの規定について」第16回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会（2021年7月3日オンライン）：こちらの報告において、イランの家族保護法の歴史的な成立の経緯と、家族保護法において重要な規定である和解不能証明書について、さらに一時婚についての規定とイランにおける現状について論じたものである。今後はこれらの研究実績を元にして、現場における変化についての参与観察を行った研究を続けたい

(5) 2022年度

この年の研究業績は下記の通りである。

- ①トルコ Byburt 大学 The International Culture, Art and Communication Symposium で

- 'Education for Children of the Immigrants from Middle East to Japan'の報告をした（オンライン）（5月14日）
- ②イラン・イスラーム共和国へ渡航し、コロナ禍における学校の様子についてのインタビュー調査、イランの移民研究での研究会への参加などを行った。（5月29日～6月14日）
- ③安井浩美「タリバンの復権とアフガニスタン」講演会を開催した（鹿児島大学、7月2日）
- ④オズラ・エッテマーディ（イスファハン大学）「イランの離婚の現状」講演会を開催した（オンライン・8月29日）
- ⑤International Union of Anthropological and Ethnological Sciences Commission on the Middle Eastにおいて「Immigrants from the Middle East to Japan: comparing the situation in the1990's and 2010's」の報告を行った。（場所：イスタンブール Institut Francais d' Etudes Anatoliennes, 9月9日）
- ⑥清末愛砂（室蘭工業大学大学院）「アフガン女性運動と蓄積された教育支援の経験 - RAWA を例にして」（オンライン開催）を行った。（11月20日）
- ⑦イラン・イスラーム共和国へ渡航し、2023年度に予定している国際学会や日本で行われる研究会の打ち合わせ、その他調査への協力依頼や打ち合わせを行った。（2月8日～17日）
- ⑧八木久美子（編著）『イスラーム文化事典』（丸善出版、2023年1月）の「イランの家族」部分担当（240-241頁）
- ⑨公開セミナー「鹿児島から「異文化」と「食」を考える」を行った。（場所：鹿児島大学およびオンライン 開催、3月4日）長沢栄治監修、竹村和朗編著『イスラーム・ジェンダー・スタディーズ6 うつりゆく家族』（明石書店、2023年3月）の第8章を担当した。（171-186頁）

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 森田豊子	4. 巻 33
2. 論文標題 現代イランにおける子どもの権利とイスラーム	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 SIAS Working Paper Series	6. 最初と最後の頁 52-74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森田豊子	4. 巻 14
2. 論文標題 書評「小野仁美著『イスラーム法の子ども観』岩波書店、2019年」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 イスラーム世界研究	6. 最初と最後の頁 370-373
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森田豊子	4. 巻 533
2. 論文標題 米国による核合意離脱後のイラン	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中東研究	6. 最初と最後の頁 116-126
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件／うち国際学会 0件）

1. 発表者名 森田豊子
2. 発表標題 イラン家族保護法：成立の経緯と特徴的ないくつかの規定について
3. 学会等名 第16回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 森田豊子
2. 発表標題 イランの女性と結婚
3. 学会等名 イスラーム世界の女性たちと日々の生活：結婚・装い・美容
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 森田豊子
2. 発表標題 現代イランにおける子どもの人権とイスラーム
3. 学会等名 日本中東学会第35回年次大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 森田豊子
2. 発表標題 バイヤールによるイラン革命再考
3. 学会等名 日本国際政治学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 田村慶子・佐野真由子編著(森田担当部分コラム3)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 176
3. 書名 「変容するアジアの家族」	

1. 著者名 高尾賢一郎・後藤絵美・小柳敦史編著（森田豊子第6章担当）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 356
3. 書名 宗教と風紀：< 聖なる規範 > から読み解く現代	

1. 著者名 長沢栄治監修、森田豊子、小野仁美編著	4. 発行年 2019年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 263
3. 書名 イスラーム・ジェンダー・スタディーズ1 結婚と離婚	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------